

平成30年9月

伊那市議会定例会議案書

平成30年8月27日

平成30年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	第2次伊那市総合計画基本構想の策定について……………	4
議案第2号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5
議案第3号	伊那市役所支所設置条例及び伊那市地域自治区条例の一部を改正する条例……………	6
議案第4号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	21
議案第6号	平成29年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第7号	平成29年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第8号	平成29年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………	25
議案第9号	平成29年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	26
議案第10号	平成29年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	27
議案第11号	平成29年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	28
議案第12号	平成29年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	29
議案第13号	平成29年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	30
議案第14号	平成29年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定について……………	31
議案第15号	平成29年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	32
議案第16号	平成30年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	33
議案第17号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……………	34
議案第18号	平成30年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	35
議案第19号	平成30年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について……………	36
議案第20号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算	

第 2 次伊那市総合計画基本構想の策定について

第 2 次伊那市総合計画における基本構想を別冊のとおり策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

第 2 次伊那市総合計画における基本構想を策定するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

旧中村家住宅

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
旧中村家住宅	一般社団法人環屋	平成30年10月 1日から 平成35年 3月31日まで

平成30年8月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

伊那市役所支所設置条例及び伊那市地域自治区条例の一部を改正する条例

(伊那市役所支所設置条例の一部改正)

第 1 条 伊那市役所支所設置条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

伊那市役所高遠町総合支所	伊那市高遠町西高遠 1 8 0 6 番地	高遠町の区域
--------------	----------------------	--------

」を

「

伊那市役所高遠町総合支所	伊那市高遠町西高遠 8 1 0 番地 1	高遠町の区域
--------------	----------------------	--------

」に

改める。

(伊那市地域自治区条例の一部改正)

第 2 条 伊那市地域自治区条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

「

高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠 1 8 0 6 番地	高遠町地域自治区の区域
-------------	----------------------	-------------

」を

「

高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠 8 1 0 番地 1	高遠町地域自治区の区域
-------------	----------------------	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠町総合支所の仮移転に伴い、位置の規定を改正するため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第1条 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、「第34条の7」を「第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。))に係る部分を除く。)及び第2項」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「純損失」を「純損失」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には、」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第48条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定

加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費税等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第

7 項までを1項ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第10条の2第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第11項から第15項までを4項ずつ繰り下げ、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の4項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（伊那市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 伊那市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊那市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「伊那市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「伊那市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第7条 伊那市都市計画税条例(平成18年伊那市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第14項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定(次の各号に掲げる規定を除く。)は、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中伊那市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中伊那市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第7条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中伊那市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中伊那市税条例第23条第1項及び第3項の改正規定並びに第48条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中伊那市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（次条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（伊那市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊那市条例第29号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2

号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊那市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊那市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参

考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の伊那市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊那市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊那市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改
------	-----------------	--

		正条例」という。) 附則第 8 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 3 項

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 10 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売

業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正確則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の伊那市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊那市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊那市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項

第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
----------	--------------	--------------------

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「第 16 条第 1 項」の次に「、第 2 項」を加え、同項第 2 号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 17 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 保育園、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限

る。)

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「この条例の施行の日の」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の」に、「若しくは」を「又は」に改め、「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改め、「第24条第1項」、「第35条第1項」及び「第45条第1項」の次に「本文」を加える。

附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

平成29年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成29年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 29 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成29年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 2 9 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29
年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成29年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成29年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金217,703,093円のうち120,098,505円を自己資本金に組み入れ、97,604,588円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成29年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成29年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第4項の規定により、平成29年度伊那市下水道事業会計資本金1,972,823,481円のうち200,000,000円を減少し、欠損金に充てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成29年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成29年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年8月27日提出

伊那市長 白鳥 孝